【電気自動車用充電器及び設備撤去業務委託仕様書】

１．委託名

電気自動車用充電器及び設備撤去業務委託

２．業務の目的

本業務は、豊田市が所有または管理する公共施設等に設置された電気自動車用充電器及び設備について、老朽化、利用実績の減少、再整備等により不要となった設備を安全かつ適切に撤去することを目的とする。

３．委託場所

　　豊田市西町ほか地内

４．業務内容

受託者は、以下の業務を実施すること。

・対象充電器及び設備の現地調査（撤去前確認）

・EV充電器本体および関連機器（電源盤、配線(埋設配線除く)、基礎など）の撤去

・電源の遮断および電気設備の安全処置

・撤去跡地の簡易な原状復旧（土間コン打設、アスファルト補修及び塗装、文字消しなど）

・撤去物の適正な廃棄（産業廃棄物としての処理含む）

・作業完了報告書の提出（写真付き）

・詳細な作業内容、位置等については、積算書及び別図を参照すること。

５．対象設備

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| NO. | 設置場所 | 機器種別 | 数量 | 住所 |
| 1 | 新豊田駅西駐車場 | 普通充電器 | 2台 | 小坂本町1 |
| 2 | 上郷支所 | 普通充電器 | 1台 | 上郷町5-1-1 |
| 3 | 高橋支所 | 普通充電器 | 1台 | 東山町2-1-1 |
| 4 | 猿投支所 | 普通充電器 | 1台 | 四郷町東畑70-1 |
| 5 | スカイホール豊田 | 普通充電器 | 1台 | 八幡町1-20 |
| 6 | 地域文化広場 | 普通充電器 | 1台 | 西田町けやき1 |
| 7 | 豊田市美術館 | 普通充電器 | 1台 | 小坂本町8-5-1 |
| 8 | 竜神交流館 | 普通充電器 | 1台 | 竜神町新生115-2 |
| 9 | 豊田市和紙のふるさと | 普通充電器 | 1台 | 永太郎町洞216-1 |
| 10 | 若林交流館 | 普通充電器 | 1台 | 若林東町沖田124 |
| 11 | どんぐりの湯 | 普通充電器 | 1台 | 武節町針原22-1 |
| 12 | 手づくり工房山遊里 | 普通充電器 | 1台 | 羽布町柿田15-1 |
| 13 | 豊田市交通安全学習センター | 普通充電器 | 1台 | 池田町小山田494番地24 |
| 14 | 渡刈クリーンセンター | 普通充電器 | 1台 | 渡刈町大明神39-3 |
| 15 | 石野交流館 | 普通充電器 | 1台 | 力石町深田57-2 |
| 16 | 松平郷 | 普通充電器 | 1台 | 松平町赤原57 |
| 17 | 豊田市自然観察の森 | 普通充電器 | 1台 | 東山町4-1206-1 |
| 18 | 百年草 | 普通充電器 | 1台 | 足助町東貝戸10 |
| 19 | 平戸橋いこいの広場 | 普通充電器 | 1台 | 平戸橋町波岩10 |
| 20 | 豊田市里山くらし体験館すげの里 | 普通充電器 | 1台 | 新盛町中洞67 |
| 21 | 豊田市駅駐車場 | 普通充電器 | 3台 | 西町６丁目８１−４ |

６．作業期間

契約締結日から令和８年３月２7日まで

７．実施体制

受託者は、当該業務に必要な有資格者（電気工事士など）や作業責任者を配置し、これらの者の安全管理のもとに作業を実施すること。

８.　安全管理及び物品の損耗等防止

（１）委託作業は、通行人、通行車両等に支障のないよう、安全管理等十分な配慮を行うこと。

（２）委託作業のため、備え付けの備品等を移動させるときは、事前に施設管理者の了承を得るものとし、損傷のないよう留意するとともに、作業終了後はもとの位置に復すること。

（３）委託作業中に生じた災害及び物品の破損、汚濁等に対しては、受託者がその責任を負うものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

（４）道路占用及び道路使用の手続きが発生する場合は必要な手続きを受託者が実施すること。

（５）通行止め等が発生する場合は、誘導員を適正な位置に配置すること。

（６）通行止め、片側通行等が発生する場合は、事前に発注者及び施設管理者へ申出すること。なお、地域住民、自治区等への回覧、説明が必要な場合は受注者にて実施すること。

9.　作業内容の徹底

（１）受託者は、作業責任者（作業員との兼務可）を設けなければならない。また、作業責任者は常に作業現場に勤務し、作業員の指導及び監視を行うものとする。

（２）受託者は、委託作業の内容を作業従事者に徹底させなければならない。

10.　作業の報告

（１）本契約を履行するにあたり、受託者は委託業務届出書及び工程表等の必要書類を契約時に提出すること。

（２）作業完了後は、完了届、竣工写真（工事前、作業中、作業後）、産業廃棄物マニフェスト等の必要書類を延滞なく提出すること。

11.　監督及び検査

本契約にあたり、発注者は豊田市契約規則第２条に定める監督員、検査員を任命し、監督、検査を行なうものとする。

12.　再委託の禁止

　　受託者は、発注者から委託された主たる部分である撤去業務を他人に委託してはならない。ただし、その他の補助的な業務、または、附随的な業務、書類の作成等の軽微なものに該当する業務はこの限りではない。その場合は、発注者の書面による承諾を得ること。

13.　支払方法

（１）請求は、撤去完了後に一括で発注者に請求すること。

（２）契約金額の支払いは、受託者からの請求後に発注者は一括で支払うものとする。

14．成果物

以下の書類を納品すること

委託業務届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

作業工程表（撤去スケジュール）・・・・・・・・・・・・・・1部

作業完了報告書（撤去前・撤去後写真添付）・・・・・・・・・1部

委託業務完了届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

産業廃棄物マニフェスト（処理業者発行）・・・・・・・・・・1部